第十二章 和泊町の発展

第一節 奄美群島特別措置法

関する基本方針を美群島の復帰に伴う暫定措置に

基づいて必要な措置を講ずることとした。

民生の安定とその急速な復興をはかるため次の方針に日「奄美群島の復帰に伴う暫定措置に関する基本方針」日「奄美群島の復帰に伴う暫定措置に関する基本方針」日「奄美群島の復帰に伴う暫定措置に関する基本方針」の民生の安定とその急速な復興をはかるため次の方針にの発して必要な措置を講ずることとした。

施することを基本方針とする。
ため、直接実効ある実質的施策を重点的かつ総合的に実)同地域の立ち遅れた状態を回復し、民生を安定する

画を樹立し、予算に計上する。(一昭和二十九年度以降の振興対策については、年度計

講ずることを考慮する。

担又は国庫補助につき特例を設けかつ金融措置も特別については、現地の実情と事業の性質を勘案して、国庫負る如き事業に重点をおいて計画し、それに要する経費に三 奄美群島の復興事業は、同地域の自立経済を助長す

て必要な措置を行うものとする。
に臨時緊急を要するものについて、国庫負担を建前とし府施設の整備・公共土木事業・産業振興事業等のうち特府・四昭和二十八年度の予算は、生活保護・失業対策・政

で議決された。 興に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律」が国会興に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律」が国会正の基本方針に基づき十一月十六日、「奄美群島の復

一 奄美群島復帰前後処理費

新築または改築等が実施された。 超・橋りょう・河川・港湾等の公共事業、公立学校の昭和二十八年度事業については、前述の規定に基づき、

別措置法により施行されたが、同法の制定が年度途中になお、昭和二十九年度以降の事業は、奄美群島復興特

成された。
昭和二十九年度事業は、前後処理費に編

三 奄美群島復興特別措置法

た。
案され、超党派的支持を得て同年六月二十一日制定され、昭和二十九年五月二十五日議員提案として国会に提は、昭和二十九年五月二十五日議員提案として国会に提このような経緯にかんがみ「奄美群島復興特別措置法」

適用され、また、補助対象も特別に配慮されている。び離島振興法に基づく各種事業と比べ、手厚い補助率がで離島振興法に基づく各種事業と比べ、手厚い補助率がの生活の安定に資するために特別措置として、総合的の生活の安定に資するために特別措置として、総合的この法律は、群島の復帰に伴いその急速な復興と住民

─ 復興事業(前期)(昭和29年~33年度)

るために必要な産業・文化の復興と公共施設の整備充実水準を戦前(昭和 9 年~11 年)の本土なみに引き上げ本法に基づく「復興五ヵ年計画」は、群島住民の生活

を図ることを目標として、総事業費百五十二億円(うち国を図ることを目標として、総事業費百五十二億円(うち国の年度目の昭和三十二年までの実施状況は、事業費で四四年度目の昭和三十二年までの実施状況は、事業費で四四年度目の昭和三十二年までの実施状況は、事業費で四四年度目の昭和三十二年までの実施状況は、事業費で四四年度目の昭和三十二年までの実施状況は、事業費で四四年度目の昭和三十二ポーセントの進捗率で、計画の五割にも達せず、五ヵ年の計画完了はまったく望めない状況であった。

二 復興事業(後期)(昭和34年~38年度)

十日同法の一部改正法が可決成立し、事業内容改訂の必要性が認められ、昭和三十三年六月三年之で同計画の完遂をはかるため、実施期間の延長、

- する。を、昭和二十九年から三十八年までの十ヵ年計画とを、昭和二十九年から三十八年までの十ヵ年計画と1 五ヵ年計画の事業内容を補完改訂して実施期間
- 化を促進する。
 2 各種産業の生産性の向上による群島経済の自立
- 3 産業資金の円滑な融通をはかるため、すみやかに

三の復興十ヵ年計画の変更

は事業費の配分調整を行うことが必要となった。等復興の基礎的条件整備をさらに強力に推進するために化に対し計画内容を検討した結果、生産増強・民生安定化に対し計画内容を検討した結果、生産増強・民生安定

の経済活動もとみに活発化し、目標とされた生活水準のこのように、奄美群島復興事業は昭和二十九年度を初このように、奄美群島復興事業は昭和二十九年度を初まり、公共土木施設を中心とする各方面の復興はめざまより、公共土木施設を中心とする各方面の復興す業の実施に大り、公共土木施設を中心とする各方面の復興す業の実施により、公共土木施設を中心とする各方面の復興するれた。報島住民の自立振興意欲の高揚と相よって、群島住民の自立振興意欲の高揚と相よって、群島となれた生活水準の経済活動もとみに活発化し、目標とされた生活水準の経済活動もとみに活発化し、目標とされた生活水準の経済活動もとみに活発化し、目標とされた生活水準の経済活動もとみに活発化し、目標とされた生活水準の経済活動もとみに活発化し、目標とされた生活水準のの経済活動もとみに活発化し、目標とされた生活水準の経済活動もといる。

引き上げもほぼ達成された。

所得水準の格差は縮まらなかった。
うやくその方向づけをなされた段階に止まり、本土とのについては計画の後半において推進され、主要産業はよ事業は基本的な公共施設の整備に重点をおき、産業振興事業は基本的な公共施設の整備に重点をおき、産業振興

四 奄美群島振興特別措置法

一 前期振興事業(昭和39年~43年度)

均の半分にも達しない状況であった。本経済の伸長は著しく、郡民一人当たりの所得は全国平産業の振興は計画の後半の実施に移されたが、この間日産業の振興は計画の後半の実施に移されたが、この間日

初年度とし昭和四十三年度までの前期五ヵ年計画が策定興特別措置法となり、同法に基づき、昭和三十九年度を美群島復興特別措置法は改正され、その名も奄美群島振これを是正するため、昭和三十九年三月三十一日、奄

中心とする諸事業の振興計画が実施された。
群島の特殊事情を考慮し、主要産業の振興を重点として群島の特殊事情を考慮し、主要産業の振興を重点として群島の特殊事情を考慮し、主要産業の振興を重点として群島の特殊事情を考慮し、主要産業の振興を重点として

興はみられたものの一人歩きできるには至らなかった。その結果、産業・経済・社会生活等各方面に顕著な振

二 後期振興事業(昭和4年~4年度)

四十八年度までとなった。
法律は改正され、計画期間も五ヵ年間延長されて、昭和法律は改正され、計画期間も五ヵ年間延長されて、昭和医保するに至らなかったため、昭和四十四年五月九日前述のとおり、計画の目標とした本土なみの生活水準

きびしく、本土との諸格差を是正するには至らなかった。生活水準も逐年向上してきたが、群島をめぐる諸条件は産業の振興・社会基盤整備・国土保全等が図られ住民の六千六百万円が投資され、港湾・空港・道路等をはじめ

五 奄美群島振興開発特別措置法

○ 振興開発事業(昭和49年~53年度)

発事業を計画し、実施された。 を事業を計画し、実施された。 を重素を計画し、実施されたので、振興特別措置 なり、交通・社会・産業の三大基盤の整備を重点に振興開 の工力年度から五十三年度までの五ヵ年間にわた は一部改正され、奄美群島振興開発特別措置法となり、 法は一部改正され、奄美群島振興開発特別措置法となり、 振興事業(昭和39~84年度)によっても、奄美群島と

二 新奄美群島振興開発事業(昭和54年~63年度)

克服するに至らないため、これまでの振興開発等の事業等において、本土との間にはなお格差があり、後進性をた。しかし、我が国の社会経済の発展の中にあって群島た。しかし、我が国の社会経済の発展の中にあって群島た。しかし、我が国の社会経済の発展の中にあって群島をめぐる諸条件は厳しく、所得水準・公共施設整備水準をめぐる諸条件は厳しく、所得水準・公共施設整備水準をめぐる諸条件は厳しく、所得水準・公共施設整備水準をあぐる諸条件は厳しては、昭和二十九年以来国の特別措置

ら昭和六十三年度までの五ヵ年間と定めた。 することを基本方針とし、計画期間を昭和五十九年度か の成果を踏まえて、新たな計画を策定し、群島社会経済 の一層の発展を可能とする諸条件の整備を積極的に推進

られた。 この中で、沖永良部群島の基本構想は次のとおり定め

- 地方道、知名沖永良部空港線等の道路整備を進める。 和泊港等の港湾の整備を推進するとともに、主要
- 都市施設・社会福祉施設等の整備を促進する。 既存のため池の活用や地下ダムの調査を促進し、

2

農業用水の確保を図る。

生産性の高い農業の振興を図る。 野菜・花き・畜産等を組み合わせた複合経営による 土地基盤整備を促進し、さとうきびを中心に輸送

5

漁港等漁業生産基盤や流通関連施設の整備を促

6 「この計画を達成するためには、 進する。 洞などを活用した特色ある観光地の形成を図る。 もに沖縄や奄美各島との連けいを強化し、花や鍾乳 観光関連施設の整備等受入態勢を充実するとと 国の特別措置に加え

> 身の て、 主民

である。 五十九年度に至る三十年間の総事業費は、 奄美群島特別措置法に基づく昭和二十九年度から昭和 次表のとおり

種	業績			伸び率
性	事業費	国 費	地方負担	率
復興事業	千円	千円	千円	
(29~38年度)	20, 999, 736	12, 117, 757	8, 881, 979	
振興事業 (39~43年度)	15, 649, 925	7, 715, 304	7, 934, 621	
振興事業 (44~48年度)	28, 169, 014	13, 366, 066	14, 794, 948	1.80
前期復興開発 (49~53 年度)	99, 293, 062	67, 907, 985	31, 385, 077	3. 53
小 計	164, 103, 737	101, 107, 112	62, 996, 625	5. 33
後期振興開発 54 年度	39, 124, 020	27, 510, 513	11, 613, 507	
後期振興開発 55 年度	41, 188, 765	28, 332, 357	12, 856, 408	1.05
後期振興開発 56 年度	43, 303, 157	29, 638, 713	13, 664, 444	1.05
後期振興開発 57 年度	45, 343, 776	30, 252, 109	15, 091, 667	1. 10
後期振興開発 58 年度	48, 864, 815	32, 782, 104	16, 082, 711	1.08
後期振興開発 59 年度	49, 793, 965	33, 935, 474	15, 858, 491	1. 02
小 計	267, 618, 498	182, 451, 270	85, 167, 228	5. 30
合 計	431, 722, 235	285, 558, 382	148, 163, 853	

ある。」と結んでいる。	の自立自興の精神に基づく積極的な参加と努力が必要	県・市町村の積極的な 取り組みはもとより 住民自
-------------	--------------------------	--------------------------------

1180